

産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令について

横浜市は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

処分の内容：産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業の全部停止（令和7年2月27日から3月28日までの30日間）

根拠法令：法第14条の3第1号

処分の理由：同社に対し、法第18条第1項に基づく報告徴収を行ったところ、令和6年5月時点で、複数の排出事業所から産業廃棄物管理票の交付を受けずに処理を受託した産業廃棄物の引渡しを受けていたことが判明した。このことは、法第12条の4第2項に違反するため。

<参考>

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 関連条文（抜粋）

第12条の3（第2～11項省略）

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（略）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（略）を交付しなければならない。

第12条の4（第1、3、4項省略）

2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。（略）

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき（略）。

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 田島 禎之 Tel 045-671-2511